

## 事業場健康増進活動Q&A

Q 1 「事業場健康増進活動」とはなんですか？

A ; 従業員の健康意識を高め、より健康になっていくために、会社をあげて、健康増進活動を推進していく活動です。2016年より健康保険組合はその活動を支援し、参加者にヘルスケアポイント 500 ポイントを付与します。

※ヘルスケアポイントとは健保HP上にある“MY KENPO”に登録すると、様々な行動でポイントが貯まり、それに応じた商品と交換する事が出来ます。

Q 2 活動はどんなものが対象ですか？

A ; 事業場で企画し、事業場単位で健康増進活動です。ただし、全員参加でなくても構いません。またこの活動は就業時間外の活動に限ります。

Q 3 具体的な活動内容を教えてください。

A ; 健康増進を目的とした内容で健康増進活動であれば、ウォーキング・卓球等、種類は問いません。ただし、社員間のレクリエーション、懇親等を目的とした内容の場合は非承認です。たとえば、ボウリング大会を開催しましたという申請書では健康増進活動としては否とします。ボウリング大会を何の目的で開催しどのような健康増進につながったかという内容を確認させていただきます。

Q 4 認められない例を具体的に教えてください。

A ; 就業時間内の活動（ラジオ体操・社外でのゴミ拾い活動等）また、レクリエーション色が強いバーベキュー大会、既に補助しているS.S.Fなど

Q 5 対象期間を教えてください。

A ; その年の4月1日～3月31日に活動したもので、健康保険組合に実施報告があった活動です。

Q 6 参加人数に制限はありますか？（最大人数、最少人数）

A ; 最多、最少人数は設けておりませんが、活動申請の際の参加者はSGホールディングスグループ健康保険加入者が条件です。申請及び報告時にはご注意ください。

Q 7 申請の流れについて教えてください。

A ; **事前**に所定の健康増進活動参加申請書をPDFで健康保険組合に提出してください。申請書は健保組合のHP上にあります。

Q 8 申請しても承認されないことがありますか？

A ; 健康保険組合にて内容を確認し、承認されなかった場合に担当者へご連絡を致します。

Q 9 実施後の手続きについて教えてください。

A ; 健康増進活動実施報告書と画像を添付し、健康増進活動参加者名簿を健康保険組合に提出してください。名簿は必ずエクセルデータでご提出ください。

Q 10 複数応募で、ポイントは何度でももらえますか？

A ; 上限の 2,000 ポイントまでは付与されます。

Q 11 ヘルスケアポイントは活動後、いつごろ貯まりますか？

A ; 実施後、報告書及び名簿のご提出のタイミングにもよりますが約 2~3 ヶ月後の付与となります。